

新	旧
<p>私立学校関係法施行細則</p> <p>昭和四十八年三月三十日 規則第十五号</p> <p>改正 昭和四九年 六月 一日規則第 昭和五一年 四月 一日規則第 三七号の二 三二号の二</p> <p>昭和五九年 四月 一日規則第 平成一一年 四月 一日規則第 二九号 三七号</p> <p>平成一二年 三月三一日規則第 平成一七年 三月 七日規則第 五三号 二五号</p> <p>平成一七年 三月二五日規則第 平成一九年 三月三〇日規則第 三八号 五四号</p> <p>平成二〇年 三月二五日規則第 平成二四年 三月一三日規則第 一四号 九号</p> <p>私立学校関係法施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。)及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「学校」とは、法第一条に規定する学校のうち、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園並びに法第二百二十四条に規定する専修学校のうち、私立の専修学校をいう。</p> <p>一部改正〔昭和五一年規則三二号の二・平成一一年三七号・一九九年五四号・二〇年一四号〕</p> <p>(学校設置の認可申請)</p> <p>第三条 法第四条第一項又は第三百三十条第一項の規定により学校の設置の認可(以下「設置認可」という。)を申請しようとするときは、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。)第三条(省令第八十七条において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該学校を設置しようとする者が知事の所轄する私立学校法第三条に規定する学</p>	<p>私立学校関係法施行細則</p> <p>昭和四十八年三月三十日 規則第十五号</p> <p>改正 昭和四九年 六月 一日規則第 昭和五一年 四月 一日規則第 三七号の二 三二号の二</p> <p>昭和五九年 四月 一日規則第 平成一一年 四月 一日規則第 二九号 三七号</p> <p>平成一二年 三月三一日規則第 平成一七年 三月 七日規則第 五三号 二五号</p> <p>平成一七年 三月二五日規則第 平成一九年 三月三〇日規則第 三八号 五四号</p> <p>平成二〇年 三月二五日規則第 平成二四年 三月一三日規則第 一四号 九号</p> <p>私立学校関係法施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。)及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「学校」とは、法第一条に規定する学校のうち、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園並びに法第二百二十四条に規定する専修学校のうち、私立の専修学校をいう。</p> <p>一部改正〔昭和五一年規則三二号の二・平成一一年三七号・一九九年五四号・二〇年一四号〕</p> <p>(学校設置の認可申請)</p> <p>第三条 法第四条第一項又は第三百三十条第一項の規定により学校の設置の認可(以下「設置認可」という。)を申請しようとするときは、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。)第三条(省令第八十七条において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該学校を設置しようとする者が知事の所轄する私立学校法第三条に規定する学</p>

校法人若しくは同法**第百五十二条第五項**に規定する法人（以下「学校法人等」という。）であるとき、又は学校法人等に係る寄附行為の認可を申請している者であるときは、**第三号**、**第五号及び第八号**から第十二号までに掲げる書類について、その者が法人以外の者であるときは、第九号から第十二号までに掲げる書類についてそれぞれその提出を要しないものとする。

一 設置趣意書

二 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の概要を記載した書類（以下「施設概要書」という。）

三 校地校舎等の権利の帰属を証する書類

四 備品目録

五 設置しようとする者（その者が法人であるときは、当該法人の代表者）の履歴書及び私立学校法**第三十一条第二号**から**第五号**までに該当しない者であることを誓約する書面（以下「欠格事由に該当しない旨の誓約書」という。）

六 教職員組織表

七 教職員の履歴書（その者の写真をはり付けたものに限る。）並びに就任承諾書及び教育職員免許状（以下「免許状」という。）の写し又はこれに代わるもの

八 設置後二年間の事業計画書及び収支予算書

九 寄附行為（定款その他寄附行為に相当するものを含む。第七条において同じ。）

十 設置に係る決議録の謄本

十一 財産目録

十二 最近における貸借対照表及び収支計算書

十三 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 設置認可の申請は、学校を開設しようとする年度の前年度の二月末日までに行うよう努めるものとする。

一部改正〔昭和五一年規則三二号の二・五九年二九号・平成一年三七号・一二年五三号・一七年三八号・二〇年一四号〕

（設置認可申請前の措置）

第四条 学校を設置しようとするときは、設置認可の申請に先立って、次の各号に掲げる書類及び図面を知事に提出し、当該学校の設置に関する計画（以下「設置計画」という。）についてその意見を聴くものとする。

一 設置趣意書

二 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の概要を記載した書類（以下「施設概要書」という。）

三 校地校舎等の権利の帰属を証する書類

四 備品目録

五 設置しようとする者（その者が法人であるときは、当該法人の代表者）の履歴書及び私立学校法**第三十八条第八項**において**準用する法第九条各号**に該当しない者であることを誓約する書面（以下「欠格事由に該当しない旨の誓約書」という。）

六 教職員組織表

七 教職員の履歴書（その者の写真をはり付けたものに限る。）並びに就任承諾書及び教育職員免許状（以下「免許状」という。）の写し又はこれに代わるもの

八 設置後二年間の事業計画書及び収支予算書

九 寄附行為（定款その他寄附行為に相当するものを含む。第七条において同じ。）

十 設置に係る決議録の謄本

十一 財産目録

十二 最近における貸借対照表及び収支計算書

十三 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 設置認可の申請は、学校を開設しようとする年度の前年度の二月末日までに行うよう努めるものとする。

一部改正〔昭和五一年規則三二号の二・五九年二九号・平成一年三七号・一二年五三号・一七年三八号・二〇年一四号〕

（設置認可申請前の措置）

第四条 学校を設置しようとするときは、設置認可の申請に先立って、次の各号に掲げる書類及び図面を知事に提出し、当該学校の設置に関する計画（以下「設置計画」という。）についてその意見を聴くものとする。

一 設置趣意書

二 目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法並びに開設の時期を記載した書類

三 施設概要書

四 校地及びその付近の状況図、校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物の配置図、平面図及び立面図

五 校地の付近における同種の学校の分布図

六 設置しようとする者（その者が法人であるときは、当該法人の代表者）の履歴書及び欠格事由に該当しない旨の誓約書

七 設置後校長となるべき者の履歴書及び免許状の写し又はこれに代わるもの

八 設置費内訳書

九 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 設置計画を変更しようとするときは、変更の理由並びに変更に係る部分を示す書類及び図面を速やかに知事に提出し、当該変更についてその意見を聴くものとする。

3 第一項各号に掲げる書類及び図面の提出は、学校を開設しようとする年度の前々年度の八月三十一日までに行うよう努めるものとする。

一部改正〔昭和五一年規則三二号の二・五九年二九号・平成一二年五三号・一七年三八号〕

(施設の設置)

第五条 学校の施設は、前条第一項及び第二項に規定する知事の意見をまつてその設置に着手するものとする。

(課程等の設置の認可申請)

第六条 法第四条第一項又は第百三十条第一項の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程若しくは学科、特別支援学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科若しくは通信教育又は専修学校の課程（以下「課程等」という。）の設置の認可を申請しようとするときは、省令第百八十七条において準用する省令第三条及び省令第十一条から第十三条までに定めるもののほか、第三条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号までに掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該申請に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、同項第九号から第十二号までに掲げる書類は提出を要しないものとする。

全部改正〔昭和五一年規則三二号の二〕、一部改正〔平成一一年規

二 目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法並びに開設の時期を記載した書類

三 施設概要書

四 校地及びその付近の状況図、校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物の配置図、平面図及び立面図

五 校地の付近における同種の学校の分布図

六 設置しようとする者（その者が法人であるときは、当該法人の代表者）の履歴書及び欠格事由に該当しない旨の誓約書

七 設置後校長となるべき者の履歴書及び免許状の写し又はこれに代わるもの

八 設置費内訳書

九 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 設置計画を変更しようとするときは、変更の理由並びに変更に係る部分を示す書類及び図面を速やかに知事に提出し、当該変更についてその意見を聴くものとする。

3 第一項各号に掲げる書類及び図面の提出は、学校を開設しようとする年度の前々年度の八月三十一日までに行うよう努めるものとする。

一部改正〔昭和五一年規則三二号の二・五九年二九号・平成一二年五三号・一七年三八号〕

(施設の設置)

第五条 学校の施設は、前条第一項及び第二項に規定する知事の意見をまつてその設置に着手するものとする。

(課程等の設置の認可申請)

第六条 法第四条第一項又は第百三十条第一項の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程若しくは学科、特別支援学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科若しくは通信教育又は専修学校の課程（以下「課程等」という。）の設置の認可を申請しようとするときは、省令第百八十七条において準用する省令第三条及び省令第十一条から第十三条までに定めるもののほか、第三条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号までに掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該申請に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、同項第九号から第十二号までに掲げる書類は提出を要しないものとする。

全部改正〔昭和五一年規則三二号の二〕、一部改正〔平成一一年規

則三七号・一二年五三号・一九年五四号・二〇年一四号・二四年九号

(学校の設置者変更の認可申請)

第七条 法第四条第一項又は第三百三十条第一項の規定により学校の設置者の変更の認可を申請しようとするときは、省令第十四条(省令第八十九条において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、変更後の設置者(その者が法人であるときは、当該法人の代表者)の履歴書、欠格事由に該当しない旨の誓約書並びに校地校舎等の権利の帰属を証する書類を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更後の設置者が法人であるときは、当該変更に係る決議録の謄本、寄附行為、役員名簿及び財産目録を併せて提出するものとする。

一部改正〔昭和五一年規則三二号的二・五九年二九号・平成一一年三七号・一二年五三号・一七年三八号・二〇年一四号〕

(収容定員の変更の認可申請)

第七条の二 法第四条第一項の規定により収容定員に係る学則の変更の認可を申請しようとするときは、省令第五条第二項に定めるもののほか、第三条第一項第二号から第四号まで及び第六号から第十三号までに掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該申請に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、同項第九号から第十二号までに掲げる書類は提出を要しないものとする。

追加〔昭和五一年規則三二号的二〕、一部改正〔平成一二年規則五三号・二〇年一四号・二四年九号〕

(高等学校広域通信制課程の学則変更の認可申請)

第七条の三 法第四条第一項の規定により高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更の認可を申請しようとするときは、省令第五条第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 変更に係る決議録の謄本
- 二 その他知事が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則三八号〕、一部改正〔平成二〇年規則一四号〕
(収容定員の変更認可申請前の措置)

第七条の四 校舎を増築して収容定員を変更しようとするときは、変更認可の申請に先立って、第四条第一項第二号から第五号まで、第八号及び第九号に掲げる書類及び図面を知事に提出するとともに、当該収容定員の変更に関する計画について知事の意見を聴くものとする。

則三七号・一二年五三号・一九年五四号・二〇年一四号・二四年九号

(学校の設置者変更の認可申請)

第七条 法第四条第一項又は第三百三十条第一項の規定により学校の設置者の変更の認可を申請しようとするときは、省令第十四条(省令第八十九条において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、変更後の設置者(その者が法人であるときは、当該法人の代表者)の履歴書、欠格事由に該当しない旨の誓約書並びに校地校舎等の権利の帰属を証する書類を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更後の設置者が法人であるときは、当該変更に係る決議録の謄本、寄附行為、役員名簿及び財産目録を併せて提出するものとする。

一部改正〔昭和五一年規則三二号的二・五九年二九号・平成一一年三七号・一二年五三号・一七年三八号・二〇年一四号〕

(収容定員の変更の認可申請)

第七条の二 法第四条第一項の規定により収容定員に係る学則の変更の認可を申請しようとするときは、省令第五条第二項に定めるもののほか、第三条第一項第二号から第四号まで及び第六号から第十三号までに掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該申請に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、同項第九号から第十二号までに掲げる書類は提出を要しないものとする。

追加〔昭和五一年規則三二号的二〕、一部改正〔平成一二年規則五三号・二〇年一四号・二四年九号〕

(高等学校広域通信制課程の学則変更の認可申請)

第七条の三 法第四条第一項の規定により高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更の認可を申請しようとするときは、省令第五条第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 変更に係る決議録の謄本
- 二 その他知事が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則三八号〕、一部改正〔平成二〇年規則一四号〕
(収容定員の変更認可申請前の措置)

第七条の四 校舎を増築して収容定員を変更しようとするときは、変更認可の申請に先立って、第四条第一項第二号から第五号まで、第八号及び第九号に掲げる書類及び図面を知事に提出するとともに、当該収容定員の変更に関する計画について知事の意見を聴くものとする。

2 第四条第三項及び第五条の規定は、前項の場合について準用する。

追加〔昭和五一年規則三二二号の二〕、一部改正〔平成一七年規則三八号〕
八号〕

（専修学校の目的変更の認可申請）

第七条の五 法第百三十条第一項の規定により専修学校の目的の変更の認可を申請しようとするときは、省令第百八十九条において準用する省令第十一条に定めるもののほか、第三条第一項各号に掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該申請に係る専修学校の設置者が法人以外の者であるときは、同項第九号から第十二号までに掲げる書類は提出を要しないものとする。

追加〔昭和五一年規則三二二号の二〕、一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年五三三号・一七年三八号・二〇年一四号・二四年九号〕

（課程等の廃止の認可申請）

第八条 法第四条第一項又は第百三十条第一項の規定により課程等の廃止の認可を申請しようとするときは、省令第十五条（省令第百八十八条において準用する場合を含む。次条において同じ。）に定めるもののほか、当該廃止に係る決議録の謄本を提出しなければならない。ただし、当該申請に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・平成一一年三七号・一二年五三三号・二〇年一四号〕

（学校廃止の認可申請）

第九条 法第四条第一項又は第百三十条第一項の規定により学校の廃止の認可を申請しようとするときは、省令第十五条に定めるもののほか、当該廃止に係る決議録の謄本を提出しなければならない。ただし、当該申請に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・五九年二九号・平成一一年三七号・一二年五三三号・二〇年一四号〕

（学校の名称等の変更の届出）

第十条 法第百三十一条又は学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。）第二十七条の二第一項の規定により届出しようとするとき（同項の規定による届出にあつては、同項第一号又は第五号に掲げる事由に該当する場合に限る。）は、省令第五条（省令第百八十九条において準用する場合を含む。）、省令第百八十九条において準用する省令第十五条に定めるもののほ

2 第四条第三項及び第五条の規定は、前項の場合について準用する。

追加〔昭和五一年規則三二二号の二〕、一部改正〔平成一七年規則三八号〕
八号〕

（専修学校の目的変更の認可申請）

第七条の五 法第百三十条第一項の規定により専修学校の目的の変更の認可を申請しようとするときは、省令第百八十九条において準用する省令第十一条に定めるもののほか、第三条第一項各号に掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該申請に係る専修学校の設置者が法人以外の者であるときは、同項第九号から第十二号までに掲げる書類は提出を要しないものとする。

追加〔昭和五一年規則三二二号の二〕、一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年五三三号・一七年三八号・二〇年一四号・二四年九号〕

（課程等の廃止の認可申請）

第八条 法第四条第一項又は第百三十条第一項の規定により課程等の廃止の認可を申請しようとするときは、省令第十五条（省令第百八十八条において準用する場合を含む。次条において同じ。）に定めるもののほか、当該廃止に係る決議録の謄本を提出しなければならない。ただし、当該申請に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・平成一一年三七号・一二年五三三号・二〇年一四号〕

（学校廃止の認可申請）

第九条 法第四条第一項又は第百三十条第一項の規定により学校の廃止の認可を申請しようとするときは、省令第十五条に定めるもののほか、当該廃止に係る決議録の謄本を提出しなければならない。ただし、当該申請に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・五九年二九号・平成一一年三七号・一二年五三三号・二〇年一四号〕

（学校の名称等の変更の届出）

第十条 法第百三十一条又は学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。）第二十七条の二第一項の規定により届出しようとするとき（同項の規定による届出にあつては、同項第一号又は第五号に掲げる事由に該当する場合に限る。）は、省令第五条（省令第百八十九条において準用する場合を含む。）、省令第百八十九条において準用する省令第十五条に定めるもののほ

か、次の各号に掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該届出に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、第三号に掲げる書類についてその提出を要しないものとする。

一 位置の変更にあつては、変更後の校地及び校舎の権利の帰属を証する書類並びに変更前及び変更後の校地及び校舎の図面

二 経費の見積り及び維持方法の変更にあつては、変更後二年間の収支予算書

三 変更に係る決議録の謄本

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・平成十一年三七号・一二年五三号・二〇年一四号〕

(専攻科等の設置の届出)

第十一条 政令第二十七条の二第一項の規定により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条及び次条において同じ。)の専攻科又は別科(以下「専攻科等」という。)を設置することについて届出しようとするときは、省令第十一条に定めるもののほか、当該設置に係る決議録の謄本を提出しなければならない。ただし、当該届出に係る高等学校の設置者が法人以外の者であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・平成十一年三七号・一二年五三号・一九年五四号・二〇年一四号〕

(専攻科等の廃止の届出)

第十二条 政令第二十七条の二第一項の規定により専攻科等を廃止することについて届出しようとするときは、省令第十五条に定めるもののほか、当該廃止に係る決議録の謄本を提出しなければならない。ただし、当該届出に係る高等学校の設置者が法人以外の者であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・平成十二年五三号・二〇年一四号〕

(校地校舎等の取得、処分等の届出等)

第十三条 法第三百三十一条又は政令第二十七条の二第一項の規定により届出しようとするとき(同項の規定による届出にあつては、同項第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。)は、省令第六条(省令第八十九条において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、施設概要書、校地校舎等の権利の帰属を証する書類及び校地校舎等の取得、処分等に関する資金明細書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出に係る学校の設置者が法人であるときは、当該取得、処分等に係る決議録の謄本を併せて提

か、次の各号に掲げる書類及び図面を知事に提出しなければならない。ただし、当該届出に係る学校の設置者が法人以外の者であるときは、第三号に掲げる書類についてその提出を要しないものとする。

一 位置の変更にあつては、変更後の校地及び校舎の権利の帰属を証する書類並びに変更前及び変更後の校地及び校舎の図面

二 経費の見積り及び維持方法の変更にあつては、変更後二年間の収支予算書

三 変更に係る決議録の謄本

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・平成十一年三七号・一二年五三号・二〇年一四号〕

(専攻科等の設置の届出)

第十一条 政令第二十七条の二第一項の規定により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条及び次条において同じ。)の専攻科又は別科(以下「専攻科等」という。)を設置することについて届出しようとするときは、省令第十一条に定めるもののほか、当該設置に係る決議録の謄本を提出しなければならない。ただし、当該届出に係る高等学校の設置者が法人以外の者であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・平成十一年三七号・一二年五三号・一九年五四号・二〇年一四号〕

(専攻科等の廃止の届出)

第十二条 政令第二十七条の二第一項の規定により専攻科等を廃止することについて届出しようとするときは、省令第十五条に定めるもののほか、当該廃止に係る決議録の謄本を提出しなければならない。ただし、当該届出に係る高等学校の設置者が法人以外の者であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五一年規則三二二号の二・平成十二年五三号・二〇年一四号〕

(校地校舎等の取得、処分等の届出等)

第十三条 法第三百三十一条又は政令第二十七条の二第一項の規定により届出しようとするとき(同項の規定による届出にあつては、同項第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。)は、省令第六条(省令第八十九条において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、施設概要書、校地校舎等の権利の帰属を証する書類及び校地校舎等の取得、処分等に関する資金明細書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出に係る学校の設置者が法人であるときは、当該取得、処分等に係る決議録の謄本を併せて提

出するものとする。

2 前項に定める届出のうち校地校舎等の所有権取得に係る届出を行った場合は、当該届出後、速やかに、登記を行い、登記事項証明書を添え、知事に報告しなければならない。

追加〔平成一二年規則五三号〕、一部改正〔平成一七年規則二五号・二〇年一四号〕

(授業停止の報告)

第十四条 学校において一月以上授業を停止しようとするときは、授業を停止する理由及び期間並びに児童、生徒又は幼児の処置方法について書面により知事に報告しなければならない。この場合において当該学校の設置者が法人であるときは、当該停止に係る決議録の謄本を併せて提出するものとする。

一部改正〔昭和五九年規則二九号・平成一一年三七号〕

(事故報告)

第十五条 学校において次に掲げる事由が発生した場合は、直ちに、知事にその状況を連絡し、かつ、その後において遅滞なく、書面により報告しなければならない。

- 一 児童又は生徒の著しい非行
- 二 幼児、児童又は生徒の事故による傷害又は死亡
- 三 伝染病その他の集団疾病
- 四 災害その他の突発事故
- 五 前各号に掲げるもののほか学校運営上異常な事態

追加〔昭和五九年規則二九号〕、一部改正〔平成一一年規則三七号〕
(校長に関する届出)

第十六条 法第十条の規定により届出しようとするときは、校長の氏名、専任又は兼任の別及び採用年月日を記載した書類並びに校長の履歴書及び免許状の写しを提出しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則三七号〕

(私立学校審議会)

第十七条 私立学校法**第八条第一項**の規定により置く私立学校審議会の名称は、千葉県私立学校審議会(以下「審議会」という。)という。

2 私立学校法**第九条**の規定により、審議会の委員の員数は十人とする。

3 審議会の庶務は、総務部学事課において処理する。

一部改正〔昭和四九年規則三七号の二・平成一一年三七号・一七年三八号・二四年九号〕

出するものとする。

2 前項に定める届出のうち校地校舎等の所有権取得に係る届出を行った場合は、当該届出後、速やかに、登記を行い、登記事項証明書を添え、知事に報告しなければならない。

追加〔平成一二年規則五三号〕、一部改正〔平成一七年規則二五号・二〇年一四号〕

(授業停止の報告)

第十四条 学校において一月以上授業を停止しようとするときは、授業を停止する理由及び期間並びに児童、生徒又は幼児の処置方法について書面により知事に報告しなければならない。この場合において当該学校の設置者が法人であるときは、当該停止に係る決議録の謄本を併せて提出するものとする。

一部改正〔昭和五九年規則二九号・平成一一年三七号〕

(事故報告)

第十五条 学校において次に掲げる事由が発生した場合は、直ちに、知事にその状況を連絡し、かつ、その後において遅滞なく、書面により報告しなければならない。

- 一 児童又は生徒の著しい非行
- 二 幼児、児童又は生徒の事故による傷害又は死亡
- 三 伝染病その他の集団疾病
- 四 災害その他の突発事故
- 五 前各号に掲げるもののほか学校運営上異常な事態

追加〔昭和五九年規則二九号〕、一部改正〔平成一一年規則三七号〕
(校長に関する届出)

第十六条 法第十条の規定により届出しようとするときは、校長の氏名、専任又は兼任の別及び採用年月日を記載した書類並びに校長の履歴書及び免許状の写しを提出しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則三七号〕

(私立学校審議会)

第十七条 私立学校法**第九条第一項**の規定により置く私立学校審議会の名称は、千葉県私立学校審議会(以下「審議会」という。)という。

2 私立学校法**第十条**の規定により、審議会の委員の員数は十人とする。

3 審議会の庶務は、総務部学事課において処理する。

一部改正〔昭和四九年規則三七号の二・平成一一年三七号・一七年三八号・二四年九号〕

第十八条 削除

削除〔平成一七年規則三八号〕

(学校法人等の寄附行為の認可申請等)

第十九条 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)

第三号の書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(削る。)

一 学校法人等の設置する学校(法人以外の者を設置者として既に設置認可を受けているものに限る。)の設置認可書の写し

二 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 第三条第二項の規定は、私立学校法第二十三条第一項及び第八十条の規定による認可の申請であつて当該申請が新たな学校又は課程等の設置に係る場合について準用する。

一部改正〔昭和五九年規則二九号・平成一一年三七号・一二年五三三
号・一七年三八号・二四年九号〕

(不動産登記報告)

第二十条 学校法人等が成立したときは、速やかに、その設置する学校に必要な校地校舎等の所有権取得登記を行い、登記事項証明書を添え、知事に報告しなければならない。

追加〔昭和五九年規則二九号〕、一部改正〔平成一一年規則三七号・
一二年五三三号・一七年二五号〕

(各種学校への準用)

第二十一条 第三条から第五条まで、第七条、第七条の二、第九条から第十一条まで及び第十四条から第十六条までの規定は、法第三十四条第一項に規定する各種学校のうち、私立の各種学校について準用する。

一部改正〔昭和五一年規則三二号の二・五九年二九号・平成一一年
三七号・一二年五三三号・二〇年一四号〕

(書類等の提出部数)

第二十二条 この規則の規定により知事に提出する書類及び図面の提出部数は、申請及び届出にあつては二部、報告にあつては一部とする。

一部改正〔平成一一年規則第三七号・一二年五三三号〕

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

第十八条 削除

削除〔平成一七年規則三八号〕

(学校法人等の寄附行為の認可申請等)

第十九条 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)

第二条第五項第三号の書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 監事がその属する学校法人等の理事、評議員又は職員を兼ねていない旨の誓約書

二 学校法人等の設置する学校(法人以外の者を設置者として既に設置認可を受けているものに限る。)の設置認可書の写し

三 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 第三条第二項の規定は、私立学校法第三十条第一項及び第四十五条の規定による認可の申請であつて当該申請が新たな学校又は課程等の設置に係る場合について準用する。

一部改正〔昭和五九年規則二九号・平成一一年三七号・一二年五三三
号・一七年三八号・二四年九号〕

(不動産登記報告)

第二十条 学校法人等が成立したときは、速やかに、その設置する学校に必要な校地校舎等の所有権取得登記を行い、登記事項証明書を添え、知事に報告しなければならない。

追加〔昭和五九年規則二九号〕、一部改正〔平成一一年規則三七号・
一二年五三三号・一七年二五号〕

(各種学校への準用)

第二十一条 第三条から第五条まで、第七条、第七条の二、第九条から第十一条まで及び第十四条から第十六条までの規定は、法第三十四条第一項に規定する各種学校のうち、私立の各種学校について準用する。

一部改正〔昭和五一年規則三二号の二・五九年二九号・平成一一年
三七号・一二年五三三号・二〇年一四号〕

(書類等の提出部数)

第二十二条 この規則の規定により知事に提出する書類及び図面の提出部数は、申請及び届出にあつては二部、報告にあつては一部とする。

一部改正〔平成一一年規則第三七号・一二年五三三号〕

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

<p>(千葉県私立学校法施行細則の廃止)</p> <p>2 千葉県私立学校法施行細則(昭和二十八年千葉県規則第九十号)は、廃止する。</p> <p>附 則 (昭和四十九年六月一日規則第三十七号の二) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五十一年四月一日規則第三十二号の二) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五十九年四月一日規則第二十九号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十一年四月一日規則第三十七号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十二年三月三十一日規則第五十三号) この規則は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号) (施行期日)</p>	<p>(千葉県私立学校法施行細則の廃止)</p> <p>2 千葉県私立学校法施行細則(昭和二十八年千葉県規則第九十号)は、廃止する。</p> <p>附 則 (昭和四十九年六月一日規則第三十七号の二) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五十一年四月一日規則第三十二号の二) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五十九年四月一日規則第二十九号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十一年四月一日規則第三十七号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十二年三月三十一日規則第五十三号) この規則は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号) (施行期日)</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成十七年三月二十五日規則第三十八号) (施行期日)</p> <p>この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第七条の四を第七条の五とし、第七条の三中「先だつて」を「先立つて」に、「きく」を「聴く」に改め、同条を第七条の四とし、第七条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十九年三月三十日規則第五十四号) この規則は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十年三月二十五日規則第十四号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十四年三月十三日規則第九号) この規則は、平成二十四年五月一日から施行する。ただし、第六条ただし書、第七条の二ただし書、第七条の五ただし書及び第十九条第一項各号列記以外の部分の改正規定並びに同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成十七年三月二十五日規則第三十八号) (施行期日)</p> <p>この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第七条の四を第七条の五とし、第七条の三中「先だつて」を「先立つて」に、「きく」を「聴く」に改め、同条を第七条の四とし、第七条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十九年三月三十日規則第五十四号) この規則は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十年三月二十五日規則第十四号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十四年三月十三日規則第九号) この規則は、平成二十四年五月一日から施行する。ただし、第六条ただし書、第七条の二ただし書、第七条の五ただし書及び第十九条第一項各号列記以外の部分の改正規定並びに同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第</p>

二
号とし、第四号を第三号とする改正規定は、公布の日から施行する。

二
号とし、第四号を第三号とする改正規定は、公布の日から施行する。